

令和5年第6回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和5年9月13日（第3日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	山下英治
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	笠原政浩	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	出雲誠	主任指導主事	梅木純一
新しい学校づくり専門監	永石敏	生涯学習課長	矢川靖章
農業委員会事務局長	久原正好		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原賢一
課長補佐	川崎常弘
議事係書記	草場雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

9番	大串武次	10番	吉岡英允
----	------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 吉岡英允議員

1. 交通安全対策について
2. 新しいまちづくりについて

2. 重富邦夫議員

1. 人口減少対策について
2. 農業の振興について
3. 消防団活動について

3. 井崎好信議員

1. 農業・水産業の振興について
2. 財源の確保について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着をお取りください。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、大串武次議員、吉岡英允議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は3名です。

順次発言を許します。吉岡英允議員。

○吉岡英允議員

おはようございます。10番、吉岡英允でございます。

議長より許可をいただきましたので、一般質問の2日目の最初の質問者として通告順に従い、今回は交通安全対策についてと、町外への人口流出を防ぎ、本町が潤い輝く町の実現のため、新しいまちづくりについての2項目について質問をいたします。

1項目としまして、交通安全対策についてのお尋ねをいたします。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症も本年5月8日からインフルエンザと同様に5類感染症に移行したことにより、アフターコロナの人々の行動回復が進み、5月頃から急に車の交通量が増加しているのではないのでしょうか。有明海沿岸道路、佐賀福富道路の福富インターの開通による利便性の向上で、人や車の流れも大きく変化をしているようでございます。

最近の交通事故の状況と、町内の主要道路の交通事情についてのお尋ねをいたします。

○中村政文総務課長

総務課から、最近の交通事故の状況ということで、過去3年間に遡りお答えをいたします。

まず、令和2年は人身事故が85件、死亡事故が3件、物損事故が616件となっております。うち、国道207号での人身事故は、白石警察署管内では25件、死亡事故が2件、同じく国道444号での人身事故は19件となっており、死亡事故はございません。

令和3年は人身事故が64件、死亡事故が1件、物損事故が736件となっておりまして、そのうち国道207号での人身事故が白石警察署の管内では18件、また死亡事故は1件、国道444号での人身事故は15件となっておりまして、死亡事故はございません。

令和4年は人身事故が65件、死亡事故がゼロ件、物損事故が712件、そのうち国道207号での人身事故は白石警察署管内では27件、また国道444号での人身事故は11件というふうになっております。

今年のご状況でございますが、7月末までで人身事故は24件、死亡事故はゼロ件、物損事故は478件となっており、そのうち国道207号での人身事故は白石警察署管内では13件、また国道444号での人身事故は4件となっております。

なお、白石町内での死亡事故につきましては、令和3年4月以降発生はしておりません。過去3年におきまして、コロナ禍での人の流れが抑制をされたことに伴いまして事故の件数は減少傾向というふうになっていりましたが、新型コロナウイルス感染症も、今年5月から感染症法上の5類への引下げもあり、人々の動きもコロナ禍以前へと戻りつつあります。このことから、今後、事故件数においては増加の可能性が考えられるのではないかとこのように思います。

アフターコロナによる人の流れの増加や町内で発生している人身事故の約半数が国道207号、また国道444号で発生しているという状況からも、人身事故件数を抑制をすることで、引き続き国道207号、国道444号における啓発活動は継続的に実施をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○笠原政浩建設課長

建設課のほうからは、最近の交通事情というか状況を若干お答えさせていただきたいと思います。

まずは、特にここ二、三年で急激に交通量が増えたであろう県道武雄福富線についてお答えをいたしたいと思います。

道の駅しろいしとこの県道武雄福富線は隣接するわけございまして、令和3年度の有明海沿岸道路の開通後と令和4年度に行った交通量の調査の結果を比較したところ、コロナ禍ではありましたが、開通後の交通量に大きな変動は見られませんでした。しかしながら、今年5月にコロナ感染症が5類に移行後、道の駅の利用状況を見ますと増加傾向にあるのではないかというふうに推測をいたしております。

今年度の交通量の調査につきましては、来月10月を予定をいたしているような状況でございます。

以上です。

○吉岡英允議員

説明を聞いて、最近の交通事情が分かった次第でございます。死亡者が出ていないというふうなことなんですけども、事故は多発をしているというふうなことでもございました。

そこで改めて、持込み資料を用意しておりますので、それに基づいてしたいと思います。白石警察署発行の令和4年度の交通白書で、過去10年間の交通事故発生の推移の表でございます。

表中で、令和元年と令和2年の死亡事故の発生が緊急課題であると受け止めて、令和2年9月議会において、交通安全対策について質問をしておりました。当時は交通事故が多発をしておりました。

再度、持込み資料の1を皆さん見てください。

旧町別の資料としてまとめられておりますけども、今の町の形に合わせますと、令和2年は事故発生が85件、死傷者が3人、傷者、けがをされた方ですけども、103人も交通事故により発生をされております。また、交通事故によりお亡くなりになられた方は、国道207号沿線にての死亡事故が発生をしております。令和4年度においても、死者は出てないものの事故は65件発生し、交通事故でけがをされた方が91人もいらっしゃいます。いつ死亡事故が発生してもおかしくないと思います。

そこで、コロナ禍以前は国道207号に特化した立哨活動など様々な対策も行われておりましたけども、近年は新型コロナウイルスの影響にて家での巣籠もりが増え、特に夜間の外出が激減してるのが交通事故での死亡事故が減った要因の一つかもしれないのですが、国道は交通量が多く、いつ死亡事故に至る交通事故が発生してもおかしくないと思われまます。

町民の生命を守る観点から、これらの交通事故に対する対策についてお尋ねをいたします。

○中村政文総務課長

先ほど、国道207号、国道444号での交通事故の発生状況により啓発活動を継続的に

行いたいというふうに答弁をいたしました。有明地域では有明中学校前の交差点、白石地域では白石町役場入り口の交差点、また福富地域ではだるま坂交差点におきまして、毎月第4週目の水曜日の朝7時30分から8時まで、追突事故ゼロ作戦と称しまして、交通安全指導員会、交通安全母の会の御協力をいただきまして交通立哨活動を継続して実施をしております。また、国道207号沿いの活動としまして、各季節ごとの交通安全県民運動の一環といたしまして白石警察署や交通安全指導員会、また白石町交通安全協会、交通安全母の会の協力の下に、5月11日には白石警察署前において立哨活動を行い、また7月18日には白石中学校前の交差点におきまして、中学生生徒も交えた立哨の活動を行っております。また、今月19日でございます白石警察署前での立哨活動のほか、27日には国道444号沿いの福富ゆうあい館の前で、啓発チラシ等を直接ドライバーに手渡ししながら交通事故の防止を呼びかけますドライバーサービスの実施をして交通安全を呼びかけてまいります。

交通安全対策の啓発活動につきましては、立哨活動だけではなくて、交通安全パレードや日頃の街頭指導など、そのような啓発活動に合わせまして、園児、また児童・生徒を対象とした交通安全教室や各地域における出前講座など、交通安全意識を高める活動などに取り組みながら、特に交通事故の発生が多い国道207号では啓発の重要性を認識しておりますので、交通事故が一件でも減るよう、今後も関係団体と連携をしながら継続的に啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

くれぐれも町民の生命を守るというふうな観点から啓発活動をよろしくお願ひし、次の質問に行きたいと思ひます。

3点目の質問ですけれども、同じく令和2年9月議会において、白石郵便局付近の夜間照明施設や高齢者でも安心して渡れる横断歩道の整備について質問をしておりました。

まず、夜間照明についての執行部からの回答は、国道の管理者は県でございますので、県に対し強く強くお願ひをしておりますという回答でございました。また、高齢者も安心して渡れる横断歩道の整備についての回答は、所轄の警察署と協議を重ね、最終的には佐賀県公安委員会で決定されるとの答弁でございました。

あれから3年の月日がたちました。それから関係機関や道路管理者などどのような調整、要望をされてきたのかをお尋ねをいたします。

○中村政文総務課長

令和2年の9月議会におきまして、国道への横断歩道の設置については、まず信号機や横断歩道間の距離、また交差します道路の幅員、あと交通量等を総合的に勘案しながら、所管の警察署と協議を重ねてまいりますというふうで答弁をしておりました。

その後の協議の結果でございますが、横断歩道設置の基準というものがございまして、その中では、横断歩道の設置の間隔は主に200メートル以上となっております。白石郵便局前には横断歩道橋が設置をされております。また、その北側100メートル

付近になりますけれども、信号機のある横断歩道が設置をされているというところから、そちらを横断していただくほうが安全ということもございまして、当該箇所への横断歩道の新規の設置についてはなかなか難しいという判断をしておるところです。

そのようなことで、今後も町といたしましては、事故を減らすために必ず横断歩道もしくは横断歩道橋を使って横断していただくように、地域への啓発を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

取りあえず、夜間照明についての再質問をしたいと思えます。

夜間照明についてですが、大戸の交差点からAコープ前の交差点まで約500メートル区間のうち、江北町から鹿島市のほうに向かって、北から南に向かってですけども、左側は村岡総本舗前の付近からAコープ前までの約200メートル区間、右側については超光寺の裏口前付近からAコープ前までの約150メートル区間において、歩車道分離帯が、縁石とも言いますが、今でもなく、歩行者が国道を横断しやすいと思われれます。国道に隣接する店等で歩車道境界ブロックの設置がなかなか難しいならば、深夜まで営業してる店はないので、明かりがなく、先ほど言った縁石がなければついでに国道を歩行者が歩いて渡ります。

再度、さっき述べた区間においては、過去の死亡事故の発生の状況を鑑みても夜間の照明施設を設置すべきではないのか、まずお尋ねをいたします。

○笠原政浩建設課長

お尋ねの歩道の未整備区間約200メートルにつきましては、現在着色がされており、以前よりも車道と歩道の区別は分かりやすくなっているかと思えますが、議員おっしゃるとおり歩車道の分離帯、縁石は設置されておりません。この歩車道の分離帯を設置するには、国道に隣接する宅地や店舗への出入口がこれまでよりも制限されてしまうため、現在の利用状況を踏まえた上で地域住民の方の御理解と御協力が必要となります。

国道の歩行者横断を防止するためには、まず未整備区間の歩道整備が有効的かと思われれますので、関係する地域住民の方から要望等があれば、道路管理者である杵藤土木事務所へ要望をしていきたいと思えます。

また、照明の設置につきましては、令和2年9月の議会の答弁と重複しますが、道路管理者である杵藤土木事務所のほうから、一般国道に設置する道路照明施設の設置基準に照らしても現状では非常に難しいとの回答をいただいておりますので、まずは歩道整備を優先して進めていければなというふうにも考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

ただいまの答弁によりますとなかなか難しいというようなことなんですけども、現状を私も見ますと、縁石の設置はなかなか難しいものだと考えております。それで、

夜間照明をしてくださいというようなことなんですけども、もう多分今答えは出んと思いますので、県のほうに強く強く、さらに強く言っていただきたいものだと思います。

次に行きます。

次の再質問ですけども、横断歩道に関してなんですけども、現在白石小学校に通学する生徒は、通学路として歩道橋を使われております。子どもたちにとっては安全に国道を渡れる手段ですから、今はなくすことができません。

ただ、今後は白石地域小学校再編に絡み、現在の小学校の位置ではなく、新たに用地を取得し、白石地域新設小学校が令和12年4月より開校されるということで、通学のための小学校の歩道橋利用がなくなり、歩道橋が国道を渡る手段としての必要性が薄くなるのではと考える次第でございます。

佐賀県においても、災害時に歩道橋が倒壊し道路を塞いだ場合は緊急車両等が通れなくなるため、撤去が進んでいると聞いております。具体的に例を申し上げますと、佐賀市の水ヶ江にあった4面の歩道橋は、既に早く撤去をされております。

令和12年まではまだ時間があります。歩道橋の撤去を行い、高齢者でも安全・安心して渡れるように信号機の設置を行い、新たな横断歩道の設置を行うよう関係機関と協議をしていく考えはないかお尋ねをいたします。

ただ、先ほど総務課長の答弁から200メートル離れとかんばいかんというふうな説明がございましたけども、村岡総本舗の前の、ここはもともと、元の里道がございました。里道を横断する形で国道、バイパスができております。大体廻里津の町を見ても、その後の廿治の辺を見ても、もともと里道のあったところには横断歩道がついております。

その辺も鑑みて、元の里道の場所が210メートル、横断信号機がございますので、そこら辺も頭ん中に入れてもろうて、関係機関との協議をしていく考えはないかをお尋ねいたします。

○笠原政浩建設課長

まず、歩道橋につきましては、国道が整備される際に白石小学校の通学路ということもあり、子どもたちや歩行者が安全に国道を横断できるように地元から要望され、道路管理者、地元住民の方、学校関係者と協議検討された結果、平面交差する横断歩道よりもより安全に道路横断ができる歩道橋を設置することになったのではないかと考えられます。

このような経緯が考えられる歩道橋ですので、撤去の際も当然地元の住民の方や学校関係者からの要望があれば、道路管理者である杵藤土木事務所と協議することとなると思いますが、現状では通学路として利用されておりますし、今後新設小学校の通学路を見直す中で歩道橋を利用するか検討されると思いますので、今後の動向を注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

動向を注視していきたいというような答弁でございますけども、結局歩道橋は若い人、足腰の利いた人は渡るんですけど、私も60になります、よりも上の方は、歩道橋を渡って向こうに行くとはなかなかきつうございます。それで、信号機をつけて、年寄りさんでもゴロを押して渡れるような形が、通学道路としても、誰でも渡れるけんいいんじゃないかなと思います。また、歩道橋のそこは出るときに見にくいです。本当、左側、江北側のほうは見にくいですので、そこら辺も加味してお願いいたします。

次に、運転免許証の自主返納を促進するためですけども、65歳以上の町民の方を対象に、役場窓口で委任状を記入すると職員が代理人となって運転免許証の取消しを申請できる、またそれに併せて自主返納の支援を行い、運転免許証返納と交通支援をセットにして対策に取り組んでおられる県内の市町もでございます。具体的に市町の例を申し上げますと、基山町、玄海町、江北町、太良町、吉野ヶ里町の5つの町で行われております。

そこで、本町の現状と、交通弱者や支援策を併せた取り組みについてのお尋ねをいたします。

○中村政文総務課長

まず、運転免許証の取消しのための代理申請等の支援策についてでございますが、白石町、本町におきましては町内に警察署がございまして本庁舎との距離も近いということや、免許証自主返納者に対する本町の支援策についても、免許返納時に発行されます運転経歴証明書の提示により受けることができますので、役場での申請等が必要がないというようなことから、免許証の取消しに対しての代理の申請等は検討はしておりません。

次に、免許の自主返納者への支援の具体的な内容ということでございますが、県の事業で、タクシー利用時に運転経歴証明書の提示で1割上乗せの割引が利くということや、公共機関交通におきましては、本町独自でございますけれども、いこカーや予約制いこカーが半額になるという支援を実施しておりますので、積極的に御利用をいただければというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

何か積極的な考えじゃないような気がいたしますけど、再度御検討をお願いしたいと思います。

次に、4点目の質問です。

今年の4月から道路交通法の改正により、自転車に乗る人のヘルメットの着用が努力義務となりました。県内市町でも、ヘルメット購入に対し補助制度を予算化されている市町もあり、本町の道路交通法の改正に対しての対応をまずお尋ねをいたします。

○中村政文総務課長

今年4月の道路交通法の改正におきまして、特定自動運行に係る許可制度の創設や新たな交通主体の交通方法等に関する規定の整備、また運転免許証と個人番号カード

の一体化に関する規定の整備などがございますが、今回の改正で一番大きなところとしましては、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化ということがございます。

自転車ヘルメット着用につきましては、まずはこの制度の周知が必要でありますので、交通安全県民運動に伴うパレードの際に、広報車によります広報やケーブルテレビでの広報を実施をしております。また、町内小・中学校での交通安全教室や老人クラブ等での交通安全の出前講座等にて周知を図っているところでございます。

以上です。

○吉岡英允議員

それでは、具体的にお聞きをしたいと思えます。

1つ目ですけれども、町民へのヘルメットの着用の周知はどのようにされているのかをお尋ねいたします。

○中村政文総務課長

ヘルメット着用の周知はどのようにされているのかということでございます。

先ほども述べましたとおりに、交通安全県民運動に伴う町内一円のパレードの広報車によります広報とか、ケーブルテレビでの広報を実施し、また町内で実施をされます交通安全の出前講座や小・中学校での交通安全教室にて周知を図っておるところです。

○吉岡英允議員

続いて2つ目ですけれども、町内に高校が2つございますけれども、高校への周知はどうされているのかお答えください。

○中村政文総務課長

2つ目の高校への周知につきましては、直接現在までに高校に対しての周知の活動は行えていないというのが現状でありまして、今後チラシ等作成をいたしまして配布をするなど、また交通安全教室と銘打って出前をするなど周知等を図ってまいりたいと考えています。

○吉岡英允議員

続いて、ヘルメットの着用率の把握はされてるのかお答えください。

○中村政文総務課長

ヘルメットの着用につきましては、町内での自転車の所有件数と申しますか、全体数の把握がなかなか把握できていないものですから分かりかねる状態でございます。

以上です。

○吉岡英允議員

私も、なかなか把握はできかねるものだなと思いながらお聞きをしました。
続いて、近隣市町の補助制度と、本町のヘルメット購入の補助の検討をされているのかお答えください。

○中村政文総務課長

近隣の市町の補助制度の状況といたしましては、江北町がヘルメット1個につき2,000円、大町町は5,000円を上限として購入額の2分の1を補助するというところを実施をされてます。県内で見ても、全町民向けに補助を実施されてるのはこの2町のみではないかというふうに思います。

このほかではありますけど、小・中学生の通学用ヘルメットに対してのみ補助を実施している市町もございます。

本町といたしましては、まずは先ほど来申し上げておりますとおり、周知広報活動に十分に力を入れながら、より一層の住民への周知が必要であるというふうに考えております。今後は、他市町の対応状況や新中学校開校により増えるであろう自転車通学も見据えながら、購入助成についても検討していかなきゃならないのかなというふうに考えておるところです。

以上です。

○吉岡英允議員

行政といたしましては、購入補助を出すことによってヘルメットの着用率のアップにつながると私は考えます。

とにかく、自分の身は自分で守るという観点から、ヘルメットの着用率のアップの取り組みに対して町を挙げて行うよう申し上げて、次の質問に行きたいと思っております。

次には、新しいまちづくりについての質問をいたします。

本町は来年度に合併20周年を迎えることとなります。これからのまちづくりには、新鮮な発想と情報発信が欠かせないと感じております。

9月11日の議案勉強会の折に、令和5年度から令和6年度の債務負担行為の補正といたしまして、合併20周年記念に向け、全戸配布用の町勢要覧のダイジェスト版及びPR用のポスターを委託し、作成するとの説明を受けましたけども、果たしてペーパーだけの発行だけでよいのだろうかという疑問に思います。

それはそれとして、本町はもっと新鮮なアイデアの下、合併20周年記念事業を迎えたいものと考えております。それで、それに基づいて事例の紹介をいたします。

まず、持込み資料の2を見てください。

身近に実施をされたところがあります。それはお隣の町です。隣の江北町では、町制70周年を記念して有名なロックバンドとコラボし、町のテーマソングと動画を作成されております。江北町長自らラブコールし、快諾されたという報道がなされ取りました。このユーチューブ動画を見て私が感じたこと、またユーチューブ動画の前に、こういうふうな70周年記念、肥前山口駅から江北駅に変わられたポスター、これはよく皆さん目にされたんじゃないかなと思う次第でありますけども、ユーチューブ動画がございまして、その感想を述べたいと思っております。

町制70周年記念を迎え、玄関である駅の名前が肥前山口駅から江北駅と変わりますが、駅を中心にそこに住む人たちは、これからも変わることのない生活を大事にする町との印象をこの動画から感じることができました。

続いて、持込み資料の3を見てください。

これは唐津市でございます。唐津市においては、大手のプロレス団体とコラボをし、観光や食の魅力を全国各地に発信することにより、ふるさと納税額も50億円を突破するなど大きな成果を上げられております。ちなみに、本町のふるさと納税額は12億9,000万円でございます。大分伸びてきました。でも、唐津市においては、細かな数字まで言いますと53億9,000万円というふうなふるさと納税額がございます。

ゲームでも唐津市の観光名所や特産品が登場いたします。オリジナルグッズ等も販売をされております。ここもユーチューブがございますので、その見た感想を申し述べたいと思います。

唐津市のホームページの、これは見たい方は、唐津市のホームページの教育、文化、スポーツの欄に、新日本プロレスコラボ事業というふうなことであります。その中に動画を公開されておりますので、その見た感想ですけども、県内市町の自治体で全国的に名の知れ渡ったプロレス団体、個人を使った動画は、プロレスを知っている人はもちろん、知らない方も興奮をいたします。私もプロレス見ようぎん、小さいときからジャイアント馬場とかアントニオ猪木とか見たら、もう興奮して見ておりました。そういうふうなキャラを使っております。見る人にとっては、唐津市はどんなところだと思えますし、行ってみたいと思わせる動画に作っております。

また、もう一本、プロレスが出ない動画もございまして、それは出る人の、出演者が発する言葉、言葉は大事でございます。佐賀県唐津市と、何をするにも佐賀県唐津市というふうな言葉しか発せないユーチューブ動画も作られております。これも、見た人の頭ん中には地名がよく残り、佐賀は唐津市となるのではないかと思う次第であります。

また、持込み資料の4、この裏なんですけども、これを見てください。

つい先日の8月24日の報道ですけども、お隣の県の南島原市の観光大使に歌手の美川憲一さんが就任し、市の公式ユーチューブチャンネルを公開したとあります。南島原市の特産品はそうめん、キャッチフレーズに、この辺に書いてあると思えますけども、水に流せるまちと全国的にPRを展開し、今後も美川さん監修の旅行プランや各種イベントを予定されているとあります。

このように、今の若者世代は、テレビよりスマートフォンで動画を視聴されることが多く、ゲーム実況やミュージックビデオをユーチューブで見ることを楽しみにしておられるようです。このような若者世代に向け、全国の多くの自治体が御当地PR動画を作成し、公開をされております。ついては、移住・定住、観光誘致などを目的に公開され反響を呼んでいるようでございます。

これから具体的に個々にお尋ねをいたします。

町長は、このようなプロモーション動画を視聴されたことがございますでしょうか。

○田島健一町長

先ほど議員がお話しされました3市町の動画は、私自身も拝聴したことがございます。どれも切り口が面白く、印象に残るものではございました。

以上です。

○吉岡英允議員

町長が見たことないと言われたらどうしようかなと思っておりました。見たことがあるというふうなことで安心をした次第でございますけども、よその町はこういうふうな動画を発信をされて、まちづくりにもされております。

本町も若者世代の移住・定住を推進するならば、この世代をターゲットにした戦略が必要じゃないでしょうか。お尋ねいたします。

○田島健一町長

本町におきましては、本格的な定住促進、移住支援、また結婚推進の取り組みとして住まいる“しろいし”応援事業や結婚新生活支援事業を実施しておりますけれども、これらの情報発信につきましては、フェイスブックやLINEを含んだ町の情報発信ツールはもちろんのこと、パソコンで検索される際、そのキーワードに合わせて表示されますリスティング広告、地域、例えば地域というのは福岡、佐賀、長崎でございますけども、これや、年齢層、事業の対象年齢等に応じてそれぞれの設定を限定してのInstagramやGoogleへの広告、関連刊行物やサイトへの広告など、公開するだけでなく、興味のある方や情報を収集されてる方には直接的に、あるいは自然と目に入るような情報発信を行っているところでございます。

このほか、来年3月には九州北部、福岡、長崎でございますけども、お住まいの方をターゲットとしてラジオ、テレビを中心に白石町のプロモーションを展開し、町の魅力発信をはじめ、様々な情報をお伝えするようにいたしております。

いずれにせよ、白石町に愛着を持ち、生き生きと暮らし、白石町に興味を持っていただくことが地域活性化の原点だと考えております。今後も、町内外の若い世代から高齢世代まで多くの方々に、力強く、また積極的に白石町の魅力ある情報の発信ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○吉岡英允議員

魅力ある発信に努めていきたいというようなことで、質問いたします。

若者や女性に人気のあるグループなどに、町のレンコン畑や歌垣公園でのミュージックビデオを撮影してもらうなどのアイデアはないのか、お尋ねをいたします。

○坂本博樹企画財政課長

私のほうから、町のPR等全体的なことでの答えをさせていただきたいと思いません。

本町におきましては、平成28年度に町の魅力を内外に発信する目的に町のプロモーション映像として「しろう！しろいし♪」を制作をいたしまして、町のホームページほかYouTubeを使って情報発信を行っております。この映像につきましては、ふ

れあい郷や歌垣公園など町内各所で撮影を行いまして、出演者につきましては可能な限り多くの町民に出演をいただくこととして、約600名の町民の皆様に出演をいただいているところでございます。

また、町の特産物やイベント、町内名所に関する情報発信を行うことを目的に「DONDON白石」や「しろいし物語」を制作をいたして、ユーチューブ等を利用し情報発信を行っているところでございます。

現在はこれらの動画等を使って積極的に情報発信を行っているところではございますけれども、先ほど議員からいろいろな情報もいただいておりますので、こういったことにつきましても、今後につきましても、より効果的な方法について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

財政課長の答弁によりますと、平成28年に600人の町民の方に出演いただいて動画を作成したというようなことでございますけれども、平成28年は古かですよ。7年も前のことですよ。今後、どういうふうにまちづくりをしていくかって、新しい、さっきも言うたでしょ、新鮮なアイデアを持ってというふうなことで、前のことじゃなくて今後に向けて進めていきたいものと付け加えて言うときます。

続いて質問ですけれども、町長、若手のアイデアを聞かれているのかどうかお答えください。

○田島健一町長

若手職員のアイデアを聞いていますかということでございますけれども、私といたしましては、職員からのアイデアや意見があれば積極的に耳を傾け、意見を聞くようにしているところでございます。

これまでの議会におきましても、職員からの提案の件につきましては御質問をいただいているところでございます。そのときも答弁いたしておりますけれども、一例として若手職員による新型コロナウイルス感染症対策、コロナ交付金の活用でございますけれども、これの検討会においては、既成概念にとらわれない斬新なアイデアが議論されたところでございます。そして、そのときのアイデアの一つを事業として取り組んでもおります。今後も、若手職員の企画力向上のための研修や制度運用を進め、政策に取り入れていきたいというふうに考えております。

また、職員の提案につきましては、制度としてはございますけれども、もっと議員から言われるように活発にアイデアが出やすくなるよう、斬新な意見が出やすいよう制度の改正なども含めて担当課に検討するように指示をいたしているところでございます。

以上です。

○吉岡英允議員

斬新なアイデアを引き出すのが、町のトップたる人の役割じゃないかなと思います

ので、その辺よろしくお願いいたします。

僅か数百万円の投資が大きな反響を呼び起こし、投資額の何倍、何百倍もの経済効果になって返ってくるかもしれません。そこで、市長が自ら積極的に動き、外部の力やウェブメディアの力を最大限に活用していく時代ではないのかを、再度お尋ねをいたします。

○田島健一町長

私も、テレビや新聞をはじめとするマスメディアやウェブメディアの力については痛感してるところでございます。

とりわけ、特産物でありますタマネギやレンコンなどについては、テレビで取り上げられますとすぐに反応がございまして、私のほうへも全国から電話で問合せがございまして。首都圏においてタマネギやレンコンのトップセールスを行う際には、首都圏の新聞などのメディアに取り上げていただくように、可能な限り事前に新聞社を訪問し、記事にさせていただいているところがございます。トップセールスの際はその効果について大きく感じているところがございます。

今後につきましても、常にアンテナを張り、ウェブメディアを活用しながら情報発信、また私自身も自ら積極的に動いてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

いろいろ答弁をいただきました。合併20周年記念のイベントとそれに伴うさらなる情報発信に期待し、次の質問に移りたいと思います。

次に、2点目の質問として、本町においても住民サービスのデジタル化の検討も進められていると思います。

そこで、持込み資料の5を見てください。

これは佐賀市の事例です。佐賀市においては、スーパーアプリの運用を開始されたと報道がなされております。ごみの収集日の通知や図書館の本の予約、防災の緊急情報などをタイムリーに受け取ることができるなど、住民の意向に沿ったデジタル化を考えられていることがよく分かります。

また、持込み資料の6を見てください。

これは嬉野市です。嬉野市においては、民間会社と本年7月24日に連帯協定を締結し、スマートフォンのアプリ、LINEアプリを活用し、ごみの分別サービス、ゴミ丸を利用開始すると報道がございました。このサービスはデジタル技術を活用し、ごみの分別や収集日を地区別に調べることができるとのことでございます。

他の自治体ではデジタル技術の活用が始まってきています。後れを取っては、本町に住む町民の皆様方から、いつでん白石は取り組みの遅かもんと言われ、住民サービス不足の懸念が心配をされます。

そこでですけれども、本町のデジタル技術の活用の検討状況とスケジュールについてお尋ねをいたします。

○中村政文総務課長

現在、国では、デジタルを活用した地域課題の解決や魅力発信向上に向けた事業を地方自治体に対して支援をいたしますデジタル田園都市国家構想交付金が創設をされておりまして、地域住民へのデジタルによる運営があるサービスを推奨されております。

本町におきましては、令和4年度においてデジタルによる役場内の業務効率化にまずは取り組んだところでございます。役場内で職員が行っている業務でデジタルにおける業務効率化に着手しておりまして、デジタル化することで効率化できそうな役場内の業務について、業務の洗い出し作業を行って9業務を抽出をし、必要なシステムの構築や設定の作業を行っております。成果としまして、職員が手作業で行っていた税務課の還付処理における伝票の起票処理とか保健福祉課のひとり親家庭等医療費助成申請受付業務をデジタルツールの活用に着手して、約4割程度の作業時間が削減できる効果を得ているところでございます。

令和5年度につきましては、町民へのデジタルを活用したサービスといたしまして、行政手続におけるオンライン化推進事業としての電子申請、デジタル申請システムの導入を行っていきたいというふうに考えております。町民が、行政手続のために仕事や余暇の時間を削って役場窓口を訪れることがなく、個人が所有しているスマートフォンやパソコンからですけれども、24時間365日どこからでもオンラインでの申請ができる環境整備を行いたいと、今年度内には整えていきたいというふうに計画をしているところでございます。

利用のイメージとしましては、証明書の発行申請とか給付金などの支給申請、またイベントや講座への申込み受付などが想定をされるのではないかと考えておりますが、具体的には総務課ですと、選挙事務ではありますけれども、投票立会人の登録等もこのオンラインの申請で行えるのではないかなというふうに考えております。

今後は、庁舎内のデジタル化に向けて、効率化と併せて、町民へのデジタル技術の活用によるサービスを検討していききたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

スケジュールについては検討していききたいというふうなことで、具体的に申し述べていただきましたかったですけれども、なかなか難しい面もあろうかと思っております。

そこですけれども、佐賀市のようなスーパーアプリの導入で、子育て世代にも対応したものと言えるのですが、財政面で現時点での対応が難しいならば、嬉野市みたいにLINEを活用したものでございます。嬉野市は市でございますけれども、本町とさほど人口規模、世帯数も変わりません。65歳以上の高齢化率も申し述べますと、65歳以上、嬉野市は35.1%でございます。本町は65歳以上が35.7というふうなことで、ほとんど65歳以上の高齢化率は変わりません。行政に携わる方々の住民サービスの在り方、考え方の違いにその差が生じてきてるのではないかなと思う次第であります。

速やかに、できるところから住民サービスの充実を図っていただき、他の市町に引けを取らないようにしていただくよう申し上げ、次の質問に行きたいと思っております。

次に、3点目の質問ですけれども、最近の町報は非常にページ数が多いと感じております。また、同時に配布されるチラシなどが非常に多い。多くの枚数をめぐりながら自分に必要な情報を探すのにも時間がかかります。

先ほどの質問と関連いたしますけれども、デジタル化の時代に合った情報伝達の周知と在り方についてのお尋ねをいたします。

○中村政文総務課長

町の広報紙につきましては、毎月5日を基準日として定期的に発行しております。町と住民を紙媒体の広報紙を介して本町が行っています活動や方針、また町の出来事などを周知させることを目的とした、重要な情報の発信ツールでございます。

広報紙のページ数につきましては増加している傾向にございまして、5年前の平成30年8月の広報紙では24ページ程度でございましたが、今年8月の広報紙では28ページとなっております。このことは広報紙の編集をする上で、各課から独自で発送される文書や回覧をできるだけ減らす目的で広報紙に集約してきている結果であるのではというふうに考えております。各課から独自で発送されます文書や回覧の数は減ってはきているものの、広報紙のページ数が増えてしまっている現状に関しては、掲載内容が十分に伝わっているのかなと懸念するところがございます。現在、役場内の各課、局の職員で組織をしております広報推進委員会内においても、職員の広報紙などの作成能力の向上への情報共有を行いながら、広報紙への掲載基準の見直しや掲載内容のスリム化に着手をしているところです。

また、紙媒体でございます広報紙と併せて、デジタル化の時代に合った情報伝達としまして、インターネット社会におけます役場の顔である町のホームページでの情報発信の充実を行っていきたいと考えております。広報紙では当然紙面が限られておりまして、伝えることが、なかなか情報量に限りがございますから、広報紙に掲載できない、より詳しい情報については、広報紙を介して町のホームページに誘導して、紙媒体である広報紙とデジタルのホームページが連携しての情報発信が行えればというふうに考えているところです。

今後も、デジタル化による情報化社会に対応した町民への情報発信と情報共有を行ってまいりたいと考えてます。

○吉岡英允議員

説明を受けましたけれども、紙媒体のことを言われました。

そこでなんですけれども、御紹介をもう一つさせていただきたいと思えます。

それはお隣の町の江北町のことでございます。役場からの野外放送は野外放送で、うちまで聞こえております。野外放送でまだやってるんだなと思ったりしましたけれども、それじゃございません。江北町では、スマホやタブレットを活用して、平時は定時放送や町の役立つ情報、緊急時には避難情報等の重要なお知らせをするための無料の情報発信アプリ、江北町くらしの情報ナビ、へそなびというふうなことで、令和3年4月から運用をされてあります。広報紙は広報紙で、広報こうほくとしてちゃんとございます。これも2年前からされ取りました。皆さん御存じでしたか。LINEアプリ

じゃなくて、本当のアプリでございます。

なしかと言うぎ、つい先日、江北在住の若い人と私、話す機会がございまして、アプリのことを言われました。私はこいで見ようもんねというふうなことでスマートフォンでされました。とにかく調べて、見てください。今朝もこういうふうに情報発信をしております。入れてみたところ情報発信が来ております。本当にいいアプリでございます。それで、とにかくアプリでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町長におかれましては、町村会の会長でございますので、町としてはトップリーダー的な自治体でなければならないと思ひますので、とにかく何分よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間ももう来ておりますので、最後にですけども、今回は交通安全対策と新しいまちづくりに関して質問を行いました。今は他の地域に行かなくても情報が入り、ネットで物が買え、家の玄関まで着く時代でございます。人口減少のためにも踏ん張って頑張るのは今です。本町の未来を託す子どもたちのためにも、他の自治体の動向をよく勉強していただき、町民の方々が本町に住んでよかったと言っていただけのように、若手職員等のアイデアも取り入れて、本町職員一丸となって新しいまちづくりに努力、精進をしていただくよう申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで吉岡議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

10時30分 休憩

10時45分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。重富邦夫議員。

○重富邦夫議員

おはようございます。重富でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、私からの一般質問ということで質問をさせていただきたいと思ひます。

今回の質問は3点において通告をさせていただいております。

1項目めの質問についてですが、人口減少対策についてということで取り上げさせていただきます。

人口減少というのは日本全国が直面している問題でございまして、白石町だけの問題でもないところでもあります。また、高度成長期で人口が莫大に増えて、そういった中でいろいろなルールだとか制度だとかそういうものがつくられてきて、現在は減ってきているということで、制度そのものがなかなか我々の生きる環境の中に合っていないというようなことも人口減少問題の中には、背景には1つあるのかなというふうにも感じているところです。その中で、私たちの町は、ある一定程度の人口減少を

覚悟していかなければならないというふうにも数字的なことを見ておられますと考えるようになりまして、どこの年代をもって私たちの町の構造をつくり上げていくのかということ、そういった目線でもまちづくりとしては考えていかなければならないのかなというふうにも感じております。

しかし、その中で一定程度、当面減少するということ、覚悟を持ってまちづくりをしていくに当たり、どうしても若い人の流出というものを食い止めておかなければ、そういったときに対応できないという、いつの年代にそれを設定するのかという問題もございます。その中で、昨今は自治体間の人々の奪い合いみたいな様相を呈しているわけでございます。そういう危機感の下、私たちの町の若年人口、こういったところが今どのような形で推移しているのか、資料をもって説明をしていただきたいというふうに思います。

○谷川友子住民課長

お尋ねの件ですけれども、本町の近年の人口動態と若年層人口については、毎年総務省が調査を実施しております1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口及び世帯数に基づいてお答えをしたいと思います。

令和5年1月1日、3年前の令和2年1月1日、5年前の平成30年1月1日現在で比較をしております資料にて説明をさせていただきます。資料と併せて御覧ください。

まず、近年の人口についてですが、令和5年1月1日の人口は男1万290人、女1万1,451人の合わせて2万1,741人。3年前の令和2年1月1日の人口は男1万792人、女1万1,988人の2万2,780人。5年前の平成30年1月1日の人口は男1万1,092人、女1万2,521人の2万3,613人となっております。次に、人口を3年前と比較しますと1,039人の減、5年前と比較いたしますと1,872人の減となっております。

次に、若年層人口についてですが、一般的に若年層人口は15歳から34歳を表すものでございますので、この内容でお答えいたします。

令和5年1月1日の若年層人口は男1,838人、女1,763人の3,601人。令和2年1月1日の若年層人口は男1,975人、女1,959人の3,934人。平成30年1月1日の若年層人口は男2,122人、女2,195人の4,317人となっております。若年層人口を5年前と比較しますと716人の減、1年間の平均ですと143人の減となっております。3年前との比較では333人の減ですので1年間の平均では111人の減となっており、年々減少はしているものの減少のスピードは鈍化傾向にあるのではないかとということが見てとれます。

また、世帯数につきましては、令和5年1月1日の世帯数は7,744世帯となっており、3年前と比較しますと67世帯、5年前と比較しますと53世帯の増加となっております。人口は減少しているのに世帯数が増加している要因といたしましては、町内に住む外国人人口の増加に伴いまして、外国人世帯数が平成30年1月1日は107世帯であったものが、令和2年1月1日は125世帯、令和5年1月1日は165世帯と年々増加していること、それと町内のアパート数が増加しているのが要因として考えられるところだと思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

数字をもつての説明ありがとうございます。

人口は年々下がっていつている、若年層人口も下がりつつあるものの鈍化傾向にあるということです。それで、世帯数が増えてきているという、外国人が増えてきているからだとか、アパートが増えてきている、また親元を離れて同じ町内で家建てられる方がいらっしゃるのかなというふうにも分析しますけれども、いずれにいたしましても減少傾向にあるということです。若年層人口が非常に私は鍵になってくるというふうに思っております。ここをいかに食い止めるのか、流出を食い止めるのかというところが今後のまちづくりに大きく関わってくることでございますので、町は定住施策メニューを様々打ち出されておりますが、このメニューと近年の実績というものを教えてください。

○山口裕一総合戦略課長

議員御質問の定住施策のメニューと近年の実績でございますけれども、移住の施策と併せて御説明させていただきます。

まず、令和4年度からの新規事業でございます若者世帯や子育て世帯を対象といたしました住宅取得などの支援、住まいる“しろいし”応援事業でございますが、令和4年度の実績は、移住については3世帯の13名、定住については、これは町内移動ということになりますけれども5世帯の24名、合計いたしました8世帯37名の方に移住や定住をしていただいております、総額498万円の交付をしております。

また、こちらの事業、本年度8月末での直近の状況ということでございますけれども、本年度末までの見込みを含めた件数が既に19件の1,490万円ほどの交付予定がございまして、申請件数が大幅に伸びております。前年を大きく上回る事業実績が見込まれておりまして、移住・定住人口の増加が期待できる事業となっております。情報発信を行ってきた結果、周知というものが徐々に浸透してきたものではないかと推測しております。

次に、空き家・空き地バンク事業につきましては、直近3年間で申しますと、令和2年度では町外から転入された移住世帯5世帯11名、町内移動による定住世帯4世帯で18名、合計9世帯で29名。令和3年度、移住世帯2世帯で4名、定住世帯3世帯12名、合計5世帯で16名。令和4年度、移住世帯2世帯で5名、定住世帯3世帯で11名、合計の5世帯16名となっております。こちらの事業につきましては、移住・定住の促進と空き家対策問題の解決の2つを主な目的としている重要な事業でございますので、引き続き情報発信に努めてまいりたいと思っております。

なお、その他東京圏からの移住者を対象とした東京圏在住者移住支援事業につきましては、令和元年度より実施しておりますけれども、実績は令和3年度1世帯4人の1件、県外からの移住を対象としたさが暮らしスタート支援事業につきましては、令和4年からの新規事業で、4年度の実績は1世帯2人の1件ということになっております。

○重富邦夫議員

今、打ち出されている定住施策は効果が現れてきていると。これは長期的に見ていかなければならないというような部分もあるんだろうと、なかなか短期的にすぐに答えが出る、数字が上がっていくということでもないのです。こういったところ、子育て支援だとか結婚支援だとか、費用や人員を投入されているというふうに思います。人口減少対策として十分な効果を上げていくというふうに考えられているのか、そのあたりのところをお聞かせください。

○木須英喜保健福祉課長

それでは、私のほうから子育て支援策についての答弁をさせていただきます。

白石町の子育て支援策といたしましては、保健福祉課内に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期において切れ目なく支援をしてまいっております。議員が言われるとおり、国庫補助を含む多くの費用や人員を投入しております。人口減少対策として十分な成果を上げているかという質問であります。多くの市町が子育て支援を実施をいたしまして、全国的に見ても大きな差異がないような現在の状況の中では、白石町独自の大胆な政策を掲げない限り、今後も人口減少や若い世代の転出等は地方全体においても続くものというふうに考えております。できる限りこの傾向を緩和するように、白石町独自の対策を今後も講じていくことが必要になるかというふうに考えております。

以上です。

○山口裕一総合戦略課長

結婚支援対策の部分私のほうから御説明させていただきます。

結婚支援対策として、令和3年度より新婚世帯の新生活を経済的にバックアップする結婚新生活支援事業を、これは国庫事業でございますけれども取り組んでおります。内容は、年齢や所得要件を満たす夫婦に対しまして、結婚新生活のスタートアップに係る住宅取得費用、住宅貸借費用、引っ越し費用などについて助成を行うものでございます。

実績につきましては、令和3年度4件、令和4年度13件、うち町単独4件。本年度は、現在5件の申込みがあるという状況でございます。実際に利用された方のアンケート結果を見ますと、経済的不安の軽減にとっても役に立ったですとか、結婚が地域に応援されていると感じるといった回答をいただいております。本町を住む町として選んでいただいているという一定の効果は出ておりますけれども、人口減少対策としては、幾分少ない実績であるのではないかと受け止めております。特に、新婚世帯は、仕事や将来の子育てなどを考えて居住地を選ばれます。経済的な支援と併せて利便性や居住快適性、それと教育環境など魅力や満足度を高めていく政策を併せて展開して今後まいりたいと考えております。

○重富邦夫議員

今、子育て支援、結婚支援、定住支援、教育の面も幅広く網羅した施策でない、

なかなか本当の定住につながるような効果が得られないのかなというような印象も受けました。個々だけで施策をやっているのは、なかなか伸び率がアップしていきような施策効果というのが出ていかないのかなということも思います。

例えば、事業に要件外になった方とかの理由だとか、件数だとか、調査等していただいて今後の施策に生かすとか、そういったところも少し考えてもいかなければいけないのかなということも思い、今後のそういったところも見ていっていただきたいということを申し上げます。

同じ自治体間競争の中、そういった空気感の中ですから、同じような自治体の施策メニューというようになってくるんですが、独自の支援というふうな形で前の一般質問で町民さんからいただいたアイデアとしてということで、ここら辺の地域の野菜や米などを若い世帯とかに配ってしっかり食べていただく。また、子どもが成長するに当たり、食費が莫大にかかるような時期だとか、そういったところを期間的なこと、限定をつけて支援していくとか、そのようなこちら側でしかできないような取り組みを考えて実施をしていかなければ、なかなか対抗できないんじゃないかというふうに考えますけれども、そのあたりのところをどう思われますか。

○山口裕一総合戦略課長

ありがとうございます。

本町における人口減少対策といたしましては、第2期白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略を人口問題に関する個別計画と位置づけて、非常に幅広い施策を行っているものと思っております。

議員のほうからは、農業が盛んである白石町ならではの施策で競っていくべきではないかという趣旨の御質問でございますけれども、人口問題対策全般といたしましては、本町の特色を生かした施策も多く取り組んでおりまして、例を挙げますと、これは就農目的ではございますけれども、しろいし農業塾なども県外からの移住を促すという意味では、1つの特色ある移住施策となっているところでございます。

今後につきましては、子育て世代全般に対しましても、議員御指摘の点でございます本町の特色も十分に生かしながら、あるいは柔軟な発想を取り入れるという観点も念頭に置きながら、効果的な移住・定住対策となりますように制度設計に努めてまいりたいと思っております。

また、具体的に米とか野菜とかを年間支給するという御提案をいただいておりますが、このような子育て世帯等への直接的な経済支援が定住・移住にどの程度効果があるのか、このあたりはニーズも探りながら内部検証してまいりたいと思っております。以上でございます。

○重富邦夫議員

独自対策、ほかのところができないようなことをやっていくことが大切であるというふうに思っておりますので、そのような目線で施策を考えていただきたいというふうに思います。

次に、義務教育期間において子育て世代は様々な支出も多く、なかなか経済的な余

裕がない中での子育てが続いているような状況があるというふうに感じているところでございます。学校給食費の無償化に向けてということで、私質問を上げておりますが、現在の佐賀県内の学校給食費の無償化の他市町の状況というものを、まずお知らせいただけますか。

○出雲 誠学校教育課長

給食は、学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する費用は設置者が負担するとなっております。それ以外には保護者が負担するとされておりまして、つまり給食食材に係る部分は保護者負担ということになっております。近年は、子育て支援の一環といたしまして、各市町が給食費の負担軽減に取り組んでいる状況です。白石町といたしましては、中学校や高校へ進学する際の負担軽減を図るために、平成28年度から小学6年生と中学3年生の給食費を無償化しております。

また、県内の状況ということでございますが、無償化を行っている市町としましては、上峰町、みやき町、玄海町、大町町、江北町、太良町の6つの町が全学年を対象とした給食費の無償化をしている状況です。

○重富邦夫議員

私も今県内の状況を初めて聞かせていただいたんですけれども、6つの町でもう無償化やられてるわけなんですね。自治体間競争があっているような中で、また経済が困窮しているような中で、こういうところが移住の理由というんですか、学校は長く義務教育で行きますからお金も相当かかるわけです。そういったことで我々地域で産み育て、育てていかなければならない方々が流出をしていくということは、何としても止めないといけないというふうに思います。町長はこういった学校給食費の無償化について正直どう思われてるんですか、お願いいたします。

○田島健一町長

学校給食費の無償化につきましては、これまでも議会での議論や町内関係部局との協議などから、子どもたちを学校に通わせている保護者の皆さんにとって非常に関心がある行政サービスだと私自身も感じているところでございます。

現在、本町では出費がかさむ小学校6年生と中学校3年生については無償とさせていただきながら、新型コロナウイルス感染症の影響などで保護者の経済的負担が大きくなった年、令和2年度でございますけれども、これについては全部の児童・生徒を無償にするという対応をさせていただきました。このときのことを少し詳しい話になりますけれども、財源は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものを活用させていただいたところでございます。しかし、これを町単独で学校給食費全てを無償化に実施するとなれば、これに代わる財源の確保あるいは現在実施している事業との調整などが必要になってまいります。

なお、令和5年度、今年度でございますけれども、給食材料費の高騰により学校給食費の値上げを予定しておったところでございますけれども、子育て世帯の経済的負

担を軽減するために、学校給食材料費の高騰分については支援を行い、学校給食費は据置きといたしているところでございます。

本町におきましては大幅な歳入の増加が望めない中、これからの学校再編を含んだ公共施設の統廃合など、県内ではあまり例のない大型事業がたくさんございます。特殊な状況の中で検討しなければならないということを町民の皆様にも情報として共有、そして御理解をいただきたいと思っております。いずれにいたしましても、引き続きこのような議論をさせていただきながら、給食費無償につきましては、あらゆる角度から考えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

町長の答弁、引き続き議論をとということでもありますので、さらっと言わせていただきたいと思いますが、大型事業がある、特にこういったところは財政の面はお金がかかることでもありますので、考えていかなければならないということは重々承知をしております。ただ、私から言わせれば、正直言って医療の分野だとか、給食だとか、教育だとか、こういうので人の移動が理由になってはならないというふうに、本来は国が一斉ので、どんというふうにやらなければいけないようなことだというふうに私は思っております。ただ、県内の6町がこのような支援を打ち出されていて、もう自治体間競争の時代というか、引っ張られるわけなんですよ、どうしても。やらざるを得ないと思います。財政のことですから、財政に気をつけた答弁内容だったのかなというふうに私は思っていますけども、本当に町長として、この町の町長として、白石町に住んでいる若者たちをどのように思っているのか。私、学校給食無償化やるべきだと思いますけれども、いま一度答弁をお願いします。

○田島健一町長

先ほど学校教育課長も答弁をさせていただきましたけども、県内では市ということじゃなくて、町の6町において無償化が実施されてるということでもございました。白石町は6つの町よりも大きいといえますか、市に準ずるような大きな町でもございまして、財政的にも大きな予算を歳入歳出持っておりますけども、なかなかいろんな事業をやっていく中において、十分に検討をさせていただいているところでございまして、平成28年に本町においても小学校6年と中学校3年を無償化に持っていくというときにも、いろいろ検討をいたしました。全学年一気にということもございましたけども、そのときにおいては県内の各町においてもまだまだなされていない状況で、先駆的というか、1番やないですけども早めに一部でもやっていこうという気持ちでやらさせていただきましたところでございますけれども、既にもう7年、8年たちますけども、なかなかそれを前に進むことができないでいたわけでもございます。これについては先ほど答弁いたしましたように、引き続き財政状況、いろいろな観点から見渡して議論をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

これ何としても、町長がやるというふうなことを言えば、どうにかこうにかお金を工面しないとイケないんですよ、正直なところ。財政健全化、必要ないものを削り取ってだとか、そういうふうないろいろな苦勞をしながら財源というものはつくっていくべきなはずなので、やるかやらないかというのをはっきり言うか言わないかで、全然進み方が私は違うと思います。ただ、そういったところを踏まえて、この件に関しては皆様意識をしていただきたいというふうに思い、次の質問に移りたいと思います。

次の質問、農業振興についてということで質問を上げさせていただいております。

昨日、9月12日の佐賀新聞の一面に農業基本法の25年ぶり改定ということで載っております。皆様方も見られている御存じのことだというふうに思っておりますが、ここの新聞の中身としてポイントとなるところが、食料安全保障の強化、拡大をしていったり、価格転嫁の推進というところ。食料安保の定義を、不足時に限らず、十分な食料を将来にわたり入手可能な状態ということ。これが提言されて法案が通常国会に提出されると、通ればどのような施策、メニューが打ち出されてくるのかというところを注視して見ていかなければならないのかなというふうに思っています。

そういった中で、私たちの白石町農業はどうなのかと目を向けてみますと、農業を基幹産業とする広大な農地を所有する白石町でございますので、しっかりと食料危機に陥るおそれがあるけれども、生産基地としての白石町がしっかりとその部分を支えていく、そういった農地になってなければならないというふうに思っております。今後の農業の在り方も、この基本法の改定だとかそういったことで、またデジタル化だとか大きく変更をしていかなければならないことであって、町長の農業振興に対する今後の展望をお聞かせください。

○田島健一町長

議員おっしゃるとおり、海外情勢の懸念や円安等によりまして食料価格の高騰が続いている状況でございます。国としても海外からの輸入に依存していることから、国産に切り替えられる品目はなるべく国産へというような政策を行われているところでございます。この点、来年予定の食料・農業・農村基本法見直しの動向を注視していくことにいたしております。

白石町の農業振興につきましては、第3次の白石町総合計画第3章第1節施策19の主な取り組みとして、担い手の育成、確保、農地の流動化及び農業生産額の向上を3本柱として掲げております。優良農地保全に関しましては、白石町は広大な平たん地ということの優位性に加え、先人たちが取り組まれた農業用水確保や土地改良事業と基盤整備の成果もあり、複合経営に適した優良農地が数多く存在しております。その一方で、農業者の高齢化による離農、それに引き継ぐ後継者不足や経営農地の分散等の諸問題もございまして、一時期から見れば、農地の受け手であります耕作者の確保が難しくなっている感じを受けます。

また、近年は肥料や農薬、生産資材の高騰などもございまして、農業を取り巻く環境が厳しくなっている中ではございますけれども、議員が言われるように白石町は将来にわたって食料生産基地であり続けなければならないというふうに思います。そのた

めに、担い手となる大規模農家のことを考えますと、離農者の耕作地は点在している場合が多く、農地自体の面積も大型機械で作業を行う場合には非常に効率が悪くなっております。大規模な農地の集積を行うだけでなく、思い切って畦畔を取り除いて圃場を大区画化し、ロボットや人工知能、AI、情報通信機、ICTなど先端技術を活用するスマート農業や大型機械の導入を図りながら作業効率を上げていくというようなやり方も、今後は積極的に取り組んでいくことになるかというふうに思います。

私も全国町村会や土地改良事業団体連合会の役職にも就いておりますので、先ほど申しましたような条件整備など国の関係省庁や佐賀県にも強く働きかけて、白石町でしかできない先進的な取り組みを行っていければというふうに思っているところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

大きく言えば規模拡大とか新たな圃場整備といいますか、そういったところが今後は必要である、農地の大区画化、それに伴う機械化、大型化、農道の大型化だとか、そういったところがバランスよく進んでいかなければ、なかなか生産性が上がっていかないだろうというふうにも考えます。

今、物価高騰の流れの中で資材だとか飼料、肥料、こういったものが高騰されている中で、農業経営がなかなか逼迫しているような状態でありまして、これを維持継続させるためにどうするのかとしたときに、皆様方が打ち出されている支援策というところを活用していくのも必要だろうと。今現在の農業者の支援策の動向について中身をお知らせください。

○吉村 浩農業振興課長

近年、円安等による肥料や輸入資材高騰の影響により、町内の農家についても経費負担の増大となっていることを認識しています。このような影響を緩和するため、国、県及び町が実施している補助事業として、昨年度から実施していますけれども、肥料価格高騰対策事業を行っておるところです。化学肥料の2割低減ということで国が推進をしておりますけれども、これに取り組む農業者に対して、前年度からの増加した費用について、その7割分を支援する事業となっております。これに県、町も、また補うところの取り組みとして行われておるところです。さらに今年度は、肥料価格高騰対策事業の追加対策として化学肥料低減定着対策が実施されることになりました。先ほどの化学肥料の2割低減の取り組み定着を地域で取り組むということで、その場合に支援をするということになってます。具体的には、取り組み内容として堆肥の散布、あと緑肥作物です。これはカバークロープ、クローバーなどですけれども、その作付拡大。また、化学肥料によらない取り組みを行うことで、先ほど申しました2割低減を定着させるという目的があります。

また、畜産関係で申し上げますと、配合飼料価格高騰緊急対策事業、飼料価格高騰緊急対策事業など、餌代高騰に対し補填金を交付する国庫事業も準備されております。このような事業を活用することで、農家さんの負担を少しでも軽減できればと考えて

おります。
以上です。

○重富邦夫議員

今、メニューの説明がございましたけれども、直近ではこういったメニューを活用しながら農業経営の継続につなげていただきたいということです。しっかりと行政側も農家の皆さんの相談に乗っていただきたいというふうに思います。

先ほど町長のほうからも答弁ありましたが、今後の農業振興ということで区画整理だとか、そういったある種の圃場整備ですか、そういうことをやる上で農家の生産性を上げるためには、これは前からやられてることなんですが、機械化です。機械をより最新のものに切り替え、人手不足の中ですから、できるだけ人手が要らないような作業内容につなげていくということで、農業経営を拡大させ安定させるというようなことで、佐賀県もしっかりと補助金をつけられておりますが、そういった中で、最近ではスマート農業の中では必ず通信システムが搭載されているものが当たり前のごとくありまして、先日、若手の農業者の皆様と意見交換会をさせていただいた経緯がございます。JAの職員の皆さんも出席をいただき、今ここにおられる農業振興課の職員の皆さんも御足労を願ったという経緯もございますが、そういった話の中で、前々から出てたこと、2年か3年か前ぐらいに電波塔の整備をどうかやってくれないかというような旨の御質問をしたことがありますけれども、その部分が正確性に欠くと、今の現状では、電波が届かなくなって誤差が出てきたり。そういうものを使って直接直まきをしたりする場合はきれいになっていかなければならないし、あぜを誤差があって斜めに削り取ってしまってしまってもまたいけないしということで、電波システム、そういった整備ができてないので、あったほうがうれしいなど、効率がよくなるというような声もいただいたところです。そういったスマート農業を含めた最新技術のために、私はこの電波塔、通信システムのインフラ整備、必要だというふうに考えてますが、担当課はどう思われますか。

○吉村 浩農業振興課長

先ほど町長も申しましたけれども、スマート農業につきましては近年注目をされております。先ほどありました食料・農業・農村基本法見直しの中でも、また先日発表されました農林水産省の来年度予算概算要求の中でも、特に重要視されているところではないかなと思っております。町内でもGPS機能を、これは衛星で測位をするものですけれども、この機能を搭載した自動操舵システムを装備したトラクター、また田植機等が導入されています。今後、大規模農家等を中心に、この自動操舵システムを搭載した様々な農業機械の導入が進んでいくものと思われまます。これは担い手不足を補うところということで、非常に重要なことではないかなと思っております。

先ほどありました町内若手農家との意見交換の際に、私も出席しておりましたけれども、町内には電波を受発信する中継アンテナがないため、自動操舵のときに誤差が生じており作業に支障があると。町内に中継アンテナがあれば、通信に係る費用も抑えられ、自動操舵時の誤差も抑えられるという内容のお話を聞きました。先ほど申し

ましたトラクター、田植機と農業振興課の担当のほうで機械の補助は行っておりますけれども、その後の実際の利用状況については不勉強な面がありまして、そういうお話を聞いて、こちらとしてもその後研究を今いたしているところです。自動操舵を経験をすると、非常に作業が楽になるというようなことも伺っております。意見交換の後のことですけれども、これはもう農業者の生産基盤整備の一環になるのではないかとということで、課内で検討をいたしまして、この機械を取り扱われているメーカーがあるということで問合せを行っております。

また、隣接の江北町でも中継アンテナの設置の計画があるということで、どんな補助事業を使われてっているかとか、その要件等についても調査をすることによります。中継アンテナにつきましては、農業のみならず建設機械や今よく使われているドローン、そういうことにも活用できるということを伺っています。その点も含めまして有利に活用できる国、県の補助事業があるのか、これは事業主体をどこにするのか、東北地方とかではJAさんが主体になっているとか、企業が主体になっているところもあるようでございます。白石町にどのような方法が合っているのかということも農業振興課だけではなくて、庁内の関係各課と連携して最大の効果が発揮できるような設置方法について検討してまいりたいと思います。

以上です。

○重富邦夫議員

この部分は必ず今後は必要になってくるというようなところ、農業のみならず先ほどおっしゃいました建設機械であったり、ドローン、これは災害時にも使われますし、今は水門なんかは電動化というふうなことですが、これが自動化となれば。農業だけに特化したものであるなら産地生産パワーアップ事業だとか、そういった農林水産省のものがありますけれども、これが全体産業を網羅するものというふうになれば、総務省の無線システム普及支援事業だとかこういったものがありますが、そういうどこを採択するのか今後協議をしていくというような認識でよろしいんですか。

○吉村 浩農業振興課長

通常、国庫補助事業、県の補助事業をしましたときには、その補助事業の目的に対してのみ使用するということが、制限がかかってまいりますので、さっき申しましたとおり農業以外にも使えるならば、それが一番、それに越したとがないと、二重投資、三重投資にならないようにというのを考えておりますので、どういう補助事業があるのかというのを検討して、それから取り組みたいということで思っております。

○重富邦夫議員

5Gのほうまでいくのか、そこはしっかりと検討過程を見守っていきたいというふうに思います。どうぞ事業の取り組みを進めていただきたいということを申し上げまして、3点目の質問に移ります。

3点目の質問、消防団活動についてということで質問を上げております。

先日、夏季訓練に対し、心ある町民の方が熱中症リスクや夏季訓練のことで問題提

起をされております。それがあってか否か、熱中症対策として夏季訓練の実施時期が早朝に変更され、実施に至ったということを知り及んでおります。私は、この早朝夏季訓練、ここの判断は非常に評価できるというふうに感じております。

しかし、年々暑くなっている気候条件の中、今年は白石町でも38度を超えるような記録的な気温、猛暑といえますか、災害級の暑さが続く気候となっております。気温のデータを見ても7、8月はほとんどが赤色がついておりまして、そのような中、早朝に行われたということではありますが、実、その日に熱中症アラートが発令された場合、訓練そのものはどうなる、どう取扱いになるのか、そこの中身を少しお聞かせください。

○中村政文総務課長

大分暑い中での熱中症アラートが発信された場合の訓練の取扱いについてはどうかということございます。

基本的には、町と団の中で協議を行った上での訓練実施か、中止かという結論は出させていたきたいと考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

分かりました。

では、こういった判断に至ったときは必ず防災会議等が開催されるわけなんです、その流れとして、一体どこが主導権を持ったような形で会議が進められていくのかというのが疑問点として浮かび上がってきた、私の中でです。

消防団組織というのは、地域は自分たちで守るという理念の下、立ち上げられている組織です。一昔、二昔前の消防に対する意識としては、地域の安心・安全を守っていただいている組織というような意識が高かったと思いますが、現在は豊かになったからなのか、物が当たり前のように手に入り、人に頼らず生きていけるような社会になり、そういったことから地域性というのが希薄化をし、組織のありがたさということよりも個々の人権といえますか、そういったものが最優先されるようになってきた日本社会ですか。多様性という言葉が出てきたのもそういう背景が私はあるのかなというふうにも感じますが、そういった中において消防団活動の中で、けがだとか、事故だとか、殉職した場合、司法に訴えられる可能性すら今の社会の中ではあるというふうに考えます。訓練の際と有事の際の責任の所在というものはどうなっているのか、お願いいたします。

○中村政文総務課長

訓練とか有事の際の責任の所在はどこにあるかという御質問です。

消防団としての活動時及び訓練時に万が一の事故等があった場合は、安全配慮義務がある町が責任を問われることになるかと思っております。近年大規模化します自然災害とか、消火活動の中において、消防団員に求められます活動自体が非常に多岐にわたって、確かにそのことに伴って危険のリスクも高くなっているという現状は当然でござ

います。活動中の消防団員に万が一ということがあってはいけません。今後も消防団と町が一体となって安全管理を徹底するほか、災害等の活動現場で消防団員が安全な活動ができるように訓練等を通じながら団員一人一人の技術の向上、また消防団の組織の強化というものを図ってまいりたいというふうに考えています。

なお、万が一の事故等が発生した場合におきましては、団員の本人や御家族が安心して活動、生活ができますように、公務災害補償の制度や福祉共済事業等々を活用しながら消防団員の活動をサポートしていくということで考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

責任の所在は町にあるということですが、町に責任があるということになれば、リスクを回避するために、ここからはやめてください、行かないでくださいとか、例えばですよ、規制を張れば消防団の活動に制限がかかるわけです。しかし、訓練も有事の際も突っ込み過ぎれば、けがや事故につながるし、消防団活動をそうやって萎縮させてしまえば、今度は有事の際、能力が発揮できなくなるわけです。そういうリスクの部分と本来あるべき消防団の能力発揮の両面、町と消防団がお互いにしっかりと理解した上で防災会議を進めていくことこそ消防団を守ることであれば、設置者の町を守ることであると。そこがしっかりできていないと到底町民の生命、財産を守れないというふうに思います。しっかりと主導しバランスを取らなければならないというふうに思いますが、町のほうのお考えをお願いいたします。

○中村政文総務課長

町といたしましても団員のけがや事故等のリスクの回避は当然のことと考えております。先ほど御紹介がございましたとおり、先月実施をいたしました夏季訓練におきましても、熱中症対策というような対策といたしまして、訓練の開始時間を1時間早めて実施をしたところでございます。事故リスクの回避を図るあまりに負担軽減とか効率化等ばかりに重点を置き過ぎるということになりますと、有事の際に団員が能力を発揮できないで、危険度の高い現場においては団員自体が危険にさらされるというおそれもございます。このようなことから、団活動に従事する団員を守るということのためにも一定の訓練というのは必要であります。また、訓練をすることにおいて団員自身の安全な活動につながるのではないかとというふうに考えております。

以上のようなことを踏まえながら、訓練の在り方等については事故リスクの回避と訓練のバランスといたしますか、そういうところを取りながら町と消防団とでも十分な協議を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

消防団は町民の生命、財産を守るため苛酷な中での訓練に耐え、町民の皆さんに安心感を与えられる存在でなければならない。その反面、町民の生命、財産を守る上で欠かせないのが消防団、おのれの命です。ここをどのように担保していくのか、これ

は先ほど申しましたとおり同時に必要なこととございます。消防に係る訓練等を考えるとき、この両面を議論した上で議論しなければなりません。現在の訓練は、近年の自然災害などを考慮した内容となっているのかと。

例えば、今現在若い消防団員の方なんかは特にそうなんです。機械が扱えないというような、これは社会の環境上そうなのかという背景もございませぬけれども、放水に至るまでの訓練であったり、私が特に今までの経験で危ないなと思ったことは、実際現場に行くときに行くまでの車の運転だとか、どこに着けるも分からないような状態で急いで飛ばして行くもんですから、そういったところの訓練だとか、訓練様々多分あると思いますが、そういった現在の自然災害に対応した内容になっているのか、そのあたりのところを答弁願います。

○中村政文総務課長

現在の消防団の訓練や研修の在り方ですけれども、消防団で行う訓練といいますと、今回8月に行いました夏季訓練や5月、春に行います中堅幹部の昇任者訓練がございませぬ。これにつきましては、消防団活動中の先ほど来申し上げていませぬリスクを回避する事故防止のための規律ある行動と組織力を高めるということを目的に訓練を行っておるところです。

また、各分団で行う訓練といたしまして、各地域地域、分団の地域の利というものもございませぬ。消防ポンプ等を使った実践訓練、あとは中継送水訓練等が実施をされていませぬ。また、ほかには8月には消防署と団が連携をしました水難救助訓練を実施をしておりませぬ。消火活動以外の訓練も行っているというところとございませぬ。

また、研修につきましては県の消防学校のほうに消防団員を対象に研修に行ってもらっておりませぬ。火災の防御や水防活動、救助救命、避難誘導等に係る安全管理の知識や技術の習得を目的とした研修が行われておりませぬ。これは毎年団員のほうから入校し、教育を受けてもらっておりませぬ。

今後も、こういうふうな消防団員のスキルの向上を目的とした訓練の在り方等について、他の消防団もどういふ訓練とか活動状況なのか、そういうところも協議をしながら、これまでにあったような前例にとらわれないような、また実勢に近いような活動が行っていけるように取り組んでいければと、団のほうとも十分協議をしながら行えればなというふうと考えておりませぬ。

以上です。

○重富邦夫議員

では、そういったことを踏まえて、防災会議をしっかりと中身の濃い議論をしながら、今後は町民の生命、財産を守っていただきたいというふうなことを申し上げまして、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで重富議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時45分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

本日の午後1時から溝口誠議員より離席届が提出されています。

次の通告者の発言を許します。井崎好信議員。

○井崎好信議員

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

初めに、農業、水産業の振興についてでございます。

1点目に、農業従事者の高齢化等により、今後、離農が進んでいくことが考えられ、受け手不足で耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。白石町の優良農地を守られている担い手農業者である法人、認定農業者に対する支援をどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

答弁をいただく前に、持込み資料を出しております。この説明をさせていただきます。

農業委員会でも、町内の農業者に地域振興計画ですか、そういった目的で、農業者に経営意向調査のアンケート調査がなされておりますが、ただ今まだ回収中、そしてまた集計中であるというふうなことから、同じ時期に法人南有明の農家の経営意向調査があつておまして集計をされておりますので、その資料を説明をさせていただきたいと思ひます。

資料の1を御覧いただきたいというふうに思ひます。

法人南有明は、構成員の世帯数が236名と町内でも大きな法人じゃなかろうかというふうに思ひます。回収率は84%というふうなことでございます。

平均年齢が65.8歳ということで、66歳に近いわけでございます。構成といたしましては、75歳以上が29名、70から74が41名、60から69までが27名というようなことでおられますけれども、非常にこういった高齢化、70歳以上が37%、65歳以上を含めると43%という高齢化が進んでおるところかと思ひます。

自作地が297.5反、借り地が124.1反、計の421.6反というようなことで、借入率が29.4%というようなことで、農地公社での利用権設定も含まれているかというふうに思ひます。全体で見まして、経営の意向なんでもございますが、規模拡大が14件、現状維持が104件と規模の縮小が31件、やめたいというような方が34件というようなことでございます。

年齢別に見ておきますと、やはり高齢にいくほど、やめたい、規模縮小が多いというふうなことがうかがえるかと思ひます。規模縮小、やめたい方が34.4%いらっしゃるというふうなことが、これで見るとれるかと思ひます。

資料の2が耕作面積別の意向調査でございます。結果でございます。

181人で、こういった1ヘクタール未満から4ヘクタール以上がこれだけいらっしゃ

やいまして、面積別の意向調査では、やはり1ヘクタール未満が、やめたい方が36%、規模縮小でも16%いらっしゃる、1ヘクタールから2ヘクタールの方が、やめたい方が18%、規模縮小が14%、そしてまた2ヘクタール以上でも、やめたい方が11%、規模縮小が18%いらっしゃるというようなことでございます。現状維持なりあるいは規模拡大が、規模拡大もそれぞれいらっしゃいますけれども、特出することが4ヘクタール以上が32%いらっしゃるということで、これが後継者がいらっしゃる家庭というふうなことをお聞きしております。

やめたいあるいは規模縮小の農家と、規模拡大したい農家との受け手とのマッチングがうまくいくのかどうかということとかというふうに思っております。こういった集計の下で、今回私の一般質問に至ったところでございます。

それでは、この1点目の答弁をお願いしたいと思います。

○吉村 浩農業振興課長

本町の高齢化率は36.23%ということで、ますます高齢化が進んでいるところです。2025年には団塊の世代が75歳を迎えることとなり、四、五人に1人が後期高齢者、75歳以上になることが考えられています。

このような中、農業従事者も高齢化が進み、離農や耕作放棄地がますます進むことが予想されます。今後も農地を守り維持していくためには、担い手農業者である法人組織の経営安定、認定農業者や認定新規就農者の育成確保、農地の集約が重要となってきます。

先ほど申されました地域計画ということですが、今年度、農業委員会のほうでアンケートを取りまして、町内の農業者、耕作者の方にアンケートを送って、まさしく先ほどの法人南有明さんと同じようなアンケートを取って、今後10年間、作付の意向を聞いて、各地域のこの田ん中は誰が作るというようなのをつくっていかうというのが、来年までに地域計画を策定するということが市町村に義務づけられておりますので、町としても今それに取り組んでいるところでございます。

先ほど御紹介いただきました南有明のアンケートにつきましては、実はほかの町内の何箇所かの法人でもアンケートを取られたということで、いずれも同じような状況が浮かび上がってきているというのは農業振興課としても伺っているところです。

この地域計画で、農地の受け手の確保を行うということですが、今度8月の末に、国、農林水産省のほうで来年度予算の概算要求のほうを発表されております。その中で、地域計画に位置づけても受け手が見つからない農地に関しまして、協力金が交付されるとの発表がっております。

現在、農地関係に関しましては、法人組織や担い手農業者に対する町独自の支援は実施しておりませんが、法人組織や担い手農業者の意見等を聞きながら、今後どのような支援ができるのか検討していきたいと考えております。

以上です。

○井崎好信議員

離農は高齢だけではなくて、今米価下落や生産資材の高騰等によって経営的に厳し

い状況に陥っているということが離農にも拍車がかかっているんじゃないかなという思いでございます。

特に、今から離農される農地は借地になるわけでございますが、この借地料といえますか小作料が一番大きな経費の中でもウエートを占めてくるんじゃないかなと思います。

先ほどの課長の答弁では、農水省では来年度予算の概算要求の中で、受け手がないような農地に関して協力金が交付されるようでございますけれども、受け手である法人組織、認定農業者に小作料を白石町独自で支援はしていただくことができないのか、その辺をお伺いをいたします。

○吉村 浩農業振興課長

先ほど申しました農林水産省の来年度概算要求に盛り込まれている事業につきましては、地域受け皿経営体育成協力金交付事業ということで、新規の事業、予算としては27億円ということで、資料としては書いてあります。

詳細はまだ不明ですけれども、その資料の中では、地域を挙げて受け手を確保し、農地を貸し付ける取り組みを行う地域に対する協力金の交付とされていますが、対象もどこになるかは、ちょっと今は分かっていないところです。

また、一昨日9月11日に食料・農業・農村政策審議会から農林水産大臣に答申がありましたけれども、農政の憲法とされる食料・農業・農村基本法の見直しの方向性を示した最終取りまとめの中でも、農地を保全し集落の機能を維持するためには、地域の話合いを基に、離農する農地の受皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体の役割が重要であることを踏まえ、これらの者への農地の集積集約化を勧めるとともに、農業を副業的に営む経営体——これは兼業農家のことと思われま——など多様な農業人材が一定の役割を果たすとされておるようです。

国としても、議員おっしゃることについては大変重要視されていることが、この文からも分かるのではなかろうかなと思っておりますが、町としましては、やっぱり離農された方の農地の受け手となっていただく法人組織や認定農業者を重視していることには変わりはありません。ただし、その支援の方法については、先ほどの食料・農業・農村基本法の改正で地域の話合いを基本とされているということから、引き続き国の動向を確認する必要があるのではなかろうかなと思っております。

また、町独自の助成をということでございますけれども、この問題は白石町だけではなく全国的な問題であることから、国、県と共に取り組む必要があると考えます。

また、白石町広域農事組合法人協議会ということで、今年の7月28日に町内の7つの法人協議会のほうから、法人の7つの法人が協議会を任意団体ですけども、設置をされまして、このほど白石町、白石町議会、農業委員会にも支援をということで要望書が提出されております。この法人協議会にも、今後協議を重ねていきたい、対話をさせてくださいということでお願いをしております。

また、先ほど申しました地域計画の策定に当たっては、町内の9つの地域で策定をすることにしてはございますけれども、地域の方との対話を重ねていくことを重視しておりますので、話合いの中でどういった点が不足をしているのか、どういう支援が必要

なのかということも聞いてまいりたいと思っております。

以上です。

○久原正好農業委員会事務局長

先ほど議員の御質問の中で、認定農業者への小作料に対する助成というお話がございました。農業委員会としての見解を申し上げたいと思います。

農業委員会は、農地法などによる農地の取扱いに関しまして公平性を保つために、町長から事務委任を農業委員会の方になされているところです。

農業委員会の事務、業務としまして、農業委員の方々と共に、地域での適正な価格での農地の取引、また適切な貸借権設定を行うものを主体として業務を行っております。

そういったところで、補助をするということになりますと、そういったものに引きずられるような影響がある可能性がございます。農業委員会が小作料を補助することは、そういった公平性等にも影響があるのではないかとこの部分で、現在のところ、農業委員会としては、小作料に補助を上乗せするといえますか、補助を出すということは、現在のところ考えていないところでございます。

以上です。

○井崎好信議員

先ほどの説明では、予算の詳細はなかなかまだはっきり分かってないというふうなことだと思います。小作、受け手がない農地というのは、全国的に見ると山間地なり、そういった耕作放棄地があるような大きいところがそういった状態になる可能性があるわけですが、白石町としては受け手がないというふうな農地は、まだまだないじゃなからうかなという思いでございます。

そういうことで、町独自で小作料に補助するとなれば、それはもちろん莫大な金がかかります。先ほど農業委員会局長もありますように、いろんな公平性の面で、そういった語弊も生まれてくる可能性もあるかというふうに思います。

それは町独自じゃなくても国、県なり、そういったまた働きかけも、今後、耕作放棄地にならない受け手がないようなことも考えられるわけですから、そういったことを要望をしていく必要もあるかと思えます。その辺はよろしくお願ひしたいと思えます。そういったことで小作料を助成することによって、貸手と借手が今後うまくスムーズにマッチングができるというふうに思えます。

先ほど課長の答弁にもございましたように、法人の7法人が公益法人協議会を設立されて、今回要望が出ているということをおも承知しております。そういったことで、いろんな支援の要望もされているようでございますので、法人の要望もいろんな形で支援をお願ひしたいというふうに思えます。

それでは、2点目に入らせていただきます。

今年の稲作につきましては順調に推移をしております、間もなくといえますか20日前後には、夢しずくが収穫、刈取りがされるものだろうというふうに思っております。しかしながら、非常に猛暑続きというふうなことで高温による品質の低下等も

心配をされるどころかというふうに思います。

2023年度産の米価につきましては、生産資材高騰分を価格に転嫁するような要望の動きもあるようでございますけれども、どのように把握をされているのか、その辺をお尋ねいたします。

○吉村 浩農業振興課長

2023年米価につきましては、新潟県や千葉県で60キロ当たりの概算金が上昇しているということで、農業新聞等にも記載がありました。

概算金につきましては、JA等の集荷業者が生産者の出荷の際に支払う、いわゆる仮渡し金になります。県単位で全農県本部、経済連が決定をしているところです。しかし、飼料、肥料だけでなく、農薬、農業用ビニールなど幅広い生産資材で価格が高騰しており、資材の価格上昇分を農産物価格に転嫁できていないのが現状です。

今回御質問のあった米価に対する要望の動きについてですが、現在のところ佐賀県農政協議会等の要望の動きはあっていないようです。ただし、7月にこの佐賀県農政協議会の白石支部の中での協議の中で、23年産も生産資材の価格高止まりに対する継続的な要請活動を行うということが承認をされているようです。さらに、農林水産省では、8月29日ですけれども、農産物の適正な価格形成に関する協議会が立ち上げられています。生産や製造、流通、小売、外食産業、消費者など、幅広い関係者で協議されると聞いております。

こういうことから、2023年産米の価格につきましては、産地や流通業者の間では価格は上がるとの見方が強まっているというお話も聞き及んでおりますので、ある程度の米価上昇は見込めるのではと思っております。

以上です。

○井崎好信議員

米価に対する要望の動きについては、佐賀県農政協議会や白石支部でも要望の動きがあっていないというふうなことでございますが、こういった生産資材の高騰の中で、どうしてもなのかなと疑問を持つところでございます。

先ほど課長の答弁にありましたように、農水省でも食料・農業・農村基本法の見直しの中でも、農畜産物の価格に生産資材高騰分を価格転嫁できる仕組みづくりを議論をされているようでございます。

2023年米価につきましても、農家経営の安定のためにも、ぜひ要望活動をお願いしたいというふうに思いますけれども、町長はこの辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○田島健一町長

この質問につきましては、本年の3月議会においても同様の質問をいただいていたかというふうに思います。そのときも機会を捉えて県や市場関係者と情報共有し、国への要望活動等を行っていくという答弁をいたしておりました。

今年度に入りまして、上京の折には、国及び関係者に対しまして、農林水産業全般

にわたりまして様々な要望をいたしており、このことにつきましても重ね重ねお願いをしているところでございます。

また、現在私、全国町村会の会長代行を仰せつかっております。全国町村会といたしましても、農林水産業に関し、予算等を含め継続的な要望活動を行っているところでございます。私も積極的に活動してまいる所存でございます。

米価についてでありますけれども、昨今の新聞紙上では米価は持ち直しているというような記事が載っておりますけれども、新型コロナウイルス禍前の水準までは回復していないという内容でありました。

また、昨日の紙面では、食料・農業・農村政策審議会から食料・農業・農村基本法の見直しに関する最終答申がなされておりました。その中で、食料の流通では生産のコストが農産物価格に反映されづらい実態を踏まえて、適正な価格形成の仕組み構築を新たに目指すというような内容の記事もございました。

しかしながら、対策となる適正価格形成の仕組みの法制化は、困難が見込まれているという内容も書かれておりました。実現に至るまでは様々な問題をクリアする必要があるのではないかと考えられます。

いずれにいたしましても、法制化実現に向け関係機関とも連携を取りながら、これまで以上の要望活動を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○井崎好信議員

町長のほうからは積極的に要望活動をしていくというようなことだったかというふうに思います。国のほうでは、国は国でのいろんな価格形成に向けた議論がされておりました。国は国、地方は地方で、そういった声を届けていただきたいというふうに思います。

今、全国的な主食用米の減産と民間在庫の減少や新型コロナウイルスの5類移行による業務需要の回復で、需要環境は好転しているようでもございます。ある程度、先ほど答弁ありましたように、価格上昇が見込まれるというようなことで、本当にこういった価格上昇が見込まれたらいいなというふうに思っているところでございます。

それでは、次に移らせていただきます。

3点目、4点目につきましては、水産業の振興についてでございます。

ノリ養殖は、ここ2年は少雨の影響により赤潮の発生で、栄養塩不足で色落ちし、品質低下により不作の状況であり、本町からも様々な支援をしていただいているところであります。生産が安定していないことも気にしているところもあるかと思いますが、ノリ業者の高齢化によるところが大きいと思います。近年、廃業が進んでいるようでもございますが、本町としてどのように捉えているのかお願いをいたします。

資料を、過去10年間の廃業者数の資料請求をしておりましたので、説明と併せてお願いしたいと思っております。

○吉村大樹農村整備課長

それでは初めに、議員より資料請求があつておりましたので、資料について御説明

をしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

資料は、平成26年度から令和5年度までの10年間のノリ養殖者の事業者数を調査したものとなっております。なお、令和5年度につきましては、現在予定事業者ということで御理解いただければと思っております。

町内3支所の合計数で御説明をいたしますが、平成26年度の事業者数が107名でございましたが、令和5年度では40人減の67人というふうになっております。

次に、対前年比を減少率ということで示しております。直近、令和4年度の減少率が8.1%減、そして令和5年度が10.4%の減ということで、高い減少率となっております。これは、先ほど議員もおっしゃられたとおり、令和3年度及び令和4年度のノリの不作が要因となっておるのではないかと考えておるところです。このように本町のノリ養殖業者は、年々減少している状況ということで、町としても把握をしております。

それでは、御質問にお答えします。

本町のノリ養殖業は重要な基幹産業でありまして、その振興は本町の重要な施策の一つということで考えております。

近年のノリ養殖を取り巻く環境は、生産価格の低迷また後継者不足、機械設備、資材等の価格高騰、そして海峡の変化による不安定な生産状況など、複数の要因が重なっております。昭和40年代をピークに養殖業は減少しております。

生産を継続されている事業者におかれましては、養殖規模の拡大等により生産量の拡大や販売額の確保に努められておりますが、令和3年度と令和4年度は採苗直後から珪藻プランクトンによる赤潮が発生したこと及び少雨の影響によりましてノリの生育に必要な栄養塩が不足して不作となったことから、業者数の減少に拍車がかかり、将来のノリ養殖業の存続が危惧されているというふうに認識をしております。

このような状況に鑑み、ノリ養殖業の継続を支援するため、令和3年度、令和4年度に栄養塩不足対策のために要した費用に対して助成をしております海苔養殖緊急対策事業を実施いたしました。

令和5年度につきましては、今年度、漁期に使用するカキ殻糸状体の購入費用を補助する海苔養殖漁業経営継続支援事業を実施するとともに、九州信用漁業協同組合連合会が令和4年度の漁業被害対策としてノリ養殖業者に融通する佐賀県漁業被害対策特別資金に対し、利子補給を行うことというふうにしております。

さらに、今議会におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した海苔養殖資材価格高騰対策事業補助金についても補正予算を計上し、御審議していただくということにしております。

このようにいろんな町としてもお手伝いをしながら、ノリ業者の継続に御協力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

資料を見てみますと、10年間で40漁家の方が廃業されたと、特に今年度は10.4%、7人の方が廃業されているようでございます。そしてまた、3支所、町内あるわけで

ございますが、白石町は60%近い廃業者、そして新有明は35%、福富が20%というような廃業の形になっているかというふうに思います。

実は、私ごとでございますけれども、我が家はノリを営んでおりまして、幼少の頃から父親がノリ養殖を始めまして、私も子どもの頃からノリをせんばいかんやろうというようなことで、子どもの頃からそういった思いで、後継者というようになりまして、四十数年やってきたところでございますが、2代目でやってきましたが、3代は続かず平成22年やったのですかね、廃業をいたしたところでございます。申し訳なく思っておりますが、そういうことでございます。

先ほど課長の答弁では、令和3年度あるいは4年度の不作で、いろんなノリ業者に対しましてこう支援を5年度に入ってしていただいて、十分承知をしております。そしてまた、今議会におきましてもノリ養殖資材高騰に対する補助金を計上されているという、本当にありがたいというふうに思っております。こういった資材やこういった補助、次期作に向けて支援されていること、非常に大きな力になり支援になっていることだろうと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、先ほど資料から見ても、非常に廃業は進んでいるわけでございますが、こういった形が続いていけば衰退の一途をたどるばかりだろうというふうに思ひます。

持続可能な水産業であるために、事業を継承していくための仕組みを考えてくべきじゃなかろうかというふうに思ひますが、その辺はどのようなお考えでしょうか。

○吉村大樹農村整備課長

養殖の事業継承をしていくための仕組みという御質問でございます。

先ほど申しましたとおり、ノリ養殖業は本町の重要な基幹産業でありまして、その事業継承のための取り組みは、喫緊の課題ということで認識しております。

新しく漁業者になるためには、船の扱いや海上でのルールなど、漁業に関する知識や専門的な技術の習得、船舶免許や組合員の資格の取得など、様々な準備が必要というふうに聞いております。そういうことで、佐賀県では県と漁協で構成する佐賀県漁業就業者支援協議会を設立され、そこが窓口となり漁業就業者を支援する仕組みが整えられております。

この支援制度の概要でございますが、この協議会の中で全国漁業就業者支援フェアなどを開催されまして、漁業に興味のある方へのPRを通じまして、漁業就業者個別相談会への参加を募り、研修生の受入れを希望する漁協及び受入れ漁家と研修希望者とのマッチングを行われます。その後、研修希望者は短期漁業体験、これは3日間、10日間ありますが、その体験を経て、自分にあった漁業種類や受入れ漁家を選ばれます。

そして、その短期漁業体験後は、全ての漁業に共通する知識と必要な資格取得のため、高等水産講習所で1年間——最長1年間でございます——研修を受けられまして、卒業後は、受入れ漁家に雇用される形で専門的な技術を習得。その習得された後、漁業者として独立するという流れというふうになっております。

また、この一連の研修期間中は、国、県から様々な支援を受けることができまして、

また独立就業後には3年間、漁業に係る経費や漁具の購入費用に対する支援制度も準備がなされております。

しかしながら、この有明海地区において、この制度を利用された方はこれまで2名しかおられず、そのうち独立された方は1名という状況でございます。

有明海地区でこの制度の利用が少ない要因として、ノリ養殖業が他の漁業種に比べて、就業の際の初期費用が高額であり、新規就業者には負担が大き過ぎるという点が考えられます。

本町としましては、この制度を利用して新たにノリ養殖業に就業する方の増加を図るために、今後どのようにすればいいのか、国、県、関係漁業者等と協議をしながら、どのような支援が有効なのか検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

説明では、佐賀県で県と漁協で構成する佐賀県漁業就業者支援協議会が窓口となって漁業就業者を支援する仕組みが整えられているというようなことで、結構な制度じゃなかろうかなというふうに思います。

漁業の職種としていろんな漁業があるわけですが、このノリ養殖というのは、やはりそういった場で選択をしていかなきゃいかんというふうに思います。それが大事じゃなかろうかと思いますが、県内ではもちろんでございますが、先ほど説明がございましたこの全国漁業就業支援フェア等のイベントでノリ養殖に興味のある方へPR活動を通じて、いろんな相談会への参加を募って、研修の受入れを希望する漁協または受入れ漁家と研修希望者とのマッチングを行っていただきたいというふうな、そういった思いでございます。こういったイベント、今まで参加はされたことはないというふうに思いますけれども、県内にあるいは漁協と御相談もしながら、こういったところへの参加も考えてみてはというふうに思っております。

今、こういった制度を使った町内に2名の方の新規就業された事例があるというようにも伺っております。先ほど、有明海地区でこの制度利用が少ない要因は、ノリ養殖業がほかの漁業種に比べて就業の初期費用が高額というようなことが説明がございましたが、今こういった廃業が今後まだ進んでいくような形になっていく可能性がございますので、そういった廃業される方の漁船なりあるいは支柱とか網、いろんな様々な資材が中古であるわけでございますが、新品の資材じゃなくてもいいわけでございますが、ほとんどそろっているわけですね。そういった方との交渉によっては、安価で資材も購入できるんじゃないかなという思いでございます。

また、ノリの乾燥場は今、共同乾燥場は廃業によりまして、大分、隙も出ております。余裕がっておりますので、その辺は十分クリアできるものだというふうに思います。

研修生の、もちろん今、トレーニングファームでも資金は300万円は必要というようなことを伺っております。もちろん研修生の手持ち資金もある程度必要ではございますけれども、そういった資材等の全ての費用を試算をしてみて、農業面ではしろいし農業塾なりあるいはトレーニングファームも、町で支援をしていただいているとこ

ろでもございます。そういったことで、町からの独自の支援を示しながら、そういった県内外、いろんな媒体を使ってPR活動をしていただきたいというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○吉村大樹農村整備課長

先ほど議員申されましたとおり、佐賀県のこの支援協議会の支援でございますが、ここの分につきましては、あくまでも希望をされる方が漁種を選ばれますので、白石町でノリをしてくださいという形の政策にはなっておりません。そういったことで、本町のノリ養殖業を今後進めるには、本町独自の支援策をとというような質問ではないかなというふうに思っております。

そういったことで、現在、本町独自でのノリ養殖に興味がある方と受入れ漁家とのマッチングや、現在、農業振興課で行われているしろいし農業塾のような研修支援については、現在実施をしております。しかしながら、ノリ養殖業者が年々減少していく中、今後においても、本町のノリ養殖業が継続していくためには、漁家の指定であるかを問わず、その人材を広く確保する必要があるのではというふうに考えております。

それには、やはりノリ養殖業を経験ゼロから就業できるための、きめ細やかな支援策が必要というふうになることから、今後、白石町の現在行われているしろいし農業塾やいちごトレーニングファームといった制度が現在ございますので、そういう制度を参考に漁協、関係漁業者に御意見をいただきながら、実施の可能性も含めて模索をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

先ほど申しましたように、白石町でノリをしていたらノリに限定をして、していただくようにする形、いろんなハードルが高い難題だと私も思っております。しかし、そういった県と県の制度に合わせて、町でもそういった農業塾、トレーニングファームのような支援を加える形で決めていただいて、そして町でもこれだけの支援をしますので、どうか白石町でというようなそういったことも推し進めていただくことで、私が先ほど申しましたようにノリ養殖は七十数年だろうと思います、ノリ養殖が始まってですね。レンコンが今100年、今年で100周年というようなことで、タマネギは60年ですか、まだまだノリも短いわけでございます、今後衰退しないように、よろしく支援をお願いしたいというふうに思います。

それでは、2項に入らせていただきます。

財源の確保についてでございます。

初めに、ふるさと納税制度は、自主財源が乏しい本町にとりましては様々な施策に充当されており、有効な制度で大きな財源となっているところかというふうに思います。総務省では、制度の改正がなされるようではありますが、主な改正点はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○谷崎孝則商工観光課長

ふるさと納税制度は、平成20年度から始まっております。その後、自治体間の過度な返礼品競争を是正するために、令和元年6月から募集適正基準、返礼品割合の3割以下基準、そして地場製品の基準などの指定基準が定められた新制度によりまして、これまで実施をされてきております。

御質問の総務省通知によるふるさと納税制度の主な変更内容についてでございますが、令和5年6月27日に、総務省からふるさと納税に係る告示の改正について通知がございました。

その主な内容につきましては、まず1点目が、募集に要する費用の関係でございます。これまでは、募集費用総額5割以下という、いわゆる5割ルールと言われておりますけれども、この中でワンストップ特例に係る申請受付事務費、そして寄附金に係る受領証発行などの事務費、またはふるさと納税業務を兼任で従事する職員の人件費につきましては、これまでは対象外経費となっております。それが今後は10月以降は、これらの経費も対象経費として、5割以内に含めることとなります。

次に、2点目でございますが、熟成肉や精米関係でございます。これまでは区域内において、製造加工の主要な部分を区域内で行い付加価値をつけることで、返礼品の対象となっておりましたけれども、変更後は食肉の熟成や玄米の精米に限っては、その原材料におきましても、区域内で生産されたものに限られるということになります。

そして、次が3点目でございます。地場製品以外のものとの組合せの関係でございます。これまでは、地場製品として該当する主となる返礼品に関連性があるものをセットとして提供できると、これまではなっておりました。変更後につきましては、より表現の強い附帯するものでなければならなくなりまして、なおかつ主となる返礼品の価値が全体の7割以上であることということで変更になっております。

簡単な事例で申し上げますと、今後は例えば町内に、もしおそばなどが製造される場所があるとすれば、そばと町外の製造のそばつゆのセットであるとか、そういう関連性があるものを今後はセットしていく必要があると、提供していくということになります。

以上が主な変更内容となっております。

なお、改正後の告示につきましては、公布日、令和5年6月27日から施行され、令和5年10月1日以後に開始する期間に係る指定について適用されます。

以上でございます。

○井崎好信議員

改正点の大きなものとしては、これまで5割ルールの中で、受付事務費や受領書発行事務費、またはふるさと納税業務を兼任する職員の人件費は対象外となっていたところが、今回から対象経費として5割以内に含めることに変更されたようでございます。あとは、熟成肉なり精米なりあるいは地場製品以外の組合せの関係で、ちょっと厳しくなったようでございます。

2点目にもう入りますけれども、こういった変更によりまして、いろいろと白石町ふるさと納税カタログ等で、返礼品も寄附金ごとにバリエーションも豊富にあるわけ

でございますが、改正によって本町での寄附金額、返礼品等の変更はあるのか、お伺いをいたします。

○谷崎孝則商工観光課長

改正によります本町での寄附額、返礼品等の変更についての御質問でございます。

町では、総務省通知があつてからすぐに各方面からの情報収集に現在努めているところでございます。また、関連事業者とは協議や交渉を重ねてきております。現段階では、今回の改正だけではなく、近年の物価高騰なども考慮をいたしますと、本町のふるさと納税制度による取り組みが、できる限り町内の返礼品取扱事業者の御負担にならないようにと考えているところでございます。

よりまして、返礼品の規格や金額を変更するのではなく、返礼品はそのまま寄附金額を増やさせていただくというようなことで、今回の新ルール、この改正に対応していきたいという方向で、現在検討を進めております。

引き続き情報収集に努めまして、周辺自治体だけではなく、国内全体の動きもしっかりと見ながら、新しいルールの中で臨機応変に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

町内の返礼品取扱業者の負担にならないようにというようなことから、返礼品はそのまま寄附金額を増額するというふうなことでございました。

増額の幅がどれくらいになるのか、また、経費50%以内というようなルールが今回改正されまして、50%といたしますか、今までの経費はどういったものを示して、何%ぐらいあるのか、その辺をお伺いをいたしたいと思ひます。

○谷崎孝則商工観光課長

まず、増加の幅につきましてでございます。

一律な増加幅、例えば一律に1,000円を増加するとか、そういう増加幅で寄附金額を増加させるのではなく、元の寄附金額に対しまして一定の割合を乗じまして、増加をさせるというような方向で現在検討をしているところでございます。

また、その対象とする返礼品につきましては、全ての返礼品とするのか、または一部の返礼品のみの寄附金額を増加させることにするのか、現在運営を委託している事業者とも最終調整、検討をしているところでございます。

続きまして、ふるさと応援事業費で、どのような経費がどれくらい割合的に占めているのかというふうなお尋ねでございました。

令和4年度の実績で申し上げますと、募集に要した経費として、令和4年度の寄附金額、決算額が12億9,000万円ほどでございますけれども、この中でどれくらいの割合が募集に要した経費としてかかっているのかということで申し上げます。

国に回答しておりました現段階での5割ルール内の経費でございますが、返礼品の代金約28.7%、そして返礼品の運送料8.9%、クレジットカードや電子決済の手数

料0.8%、次にふるさと納税ポータルサイトへの掲載料や運営事業者への委託料などが11.2%となっておりまして、これらの経費のトータル、合計では49.6%ということになっております。

以上でございます。

○井崎好信議員

増額の幅は一定の割合に乗じて増額をしていくというようなことで、寄附金額によってそれぞれありまして、一概には言えないというようなことから、今後、検討して増額をしていくというようなことだったかと思えます。

経費の割合としては、全体では49.6%というふうなことだったかというふうに思えます。

時間が押しておりますので、次に入らせていただきます。

3点目に、ふるさと寄附金が今後も増えていくことを期待するところでございますが、担当課として何か方策があるのか、お伺いをいたします。

資料請求を、過去5年間の寄附件数、金額と、また令和5年度の8月までの寄附金額の請求をしておりますので、説明を併せてお願いしたいと、少し時間がないので、簡潔にお願いしたいと思えます。

○谷崎孝則商工観光課長

まず、資料請求の説明をいたします。

過去5年間、平成30年から令和4年度の寄附件数、金額について、資料のほうにまとめております。そして、下のほうには参考までに、令和5年度寄附金額、8月末、9月1日現在の数字を書いております。

過去5年間につきましては、右肩上がりの状況で続いているところでございます。下のほうは、現在5年度に入りましてからは、全ての月で約1.3倍以上伸びてきていると、中には8月などは2倍を超えているような月もございます。

それらについては以上でございます。

ふるさと寄附金を今後さらに増やしていくための方策ということでございます。

本町におけるふるさと応援事業につきましては、寄附者に対して特産品63品を贈呈しPRすることで、白石町産品のブランド化の促進を図る、また白石町発展を願い応援しようとする、していただく方々から広く寄附金を募り、その寄附金を財源とした施策の展開を図ることで、活力ある白石町のまちづくりに資することを目的といたしまして、これまで取り組んでまいりました。

これまで、本町といたしましては、返礼品の取扱事業者の数や返礼品の品数などを増やしてきたこと、そして定期便などの返礼品を新たに設けるようなことで、町と寄附者の間に定期的なつながりをつくると、そしてリピーターを増やしてきたと、そしてタマネギフェアやレンコンフェア、そして都庁フェアやふるさと会など首都圏を中心といたしました催事などでも、これまで特産品のPR、推進をやってきました。こういうところが右肩上がりの成果につながっているものではないかと思っております。

今回の改正だけではなく、今後もこの制度がどのように変わっていくのかについては不透明ではございますけれども、国が定めたルールをしっかりと遵守しながら、今後も引き続き頑張っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○井崎好信議員

資料を見ましても、30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度と右肩上がりで、説明のとおり上がっているわけでございます。これは担当課はもちろんでございますけれども、各課いろんな連携によりまして、こういった成果が出てきているものだというふうに思います。

再質問になりますけれども、令和4年度は13億円程度寄附額が上がっておりますが、返礼品の上位5位はどれくらいなのか、あるいは今後こういった今月までに1億8,100万円程度の寄附額が集まっているわけでございます。昨年度よりも150%以上集まっているわけございまして、今年の見込み、いただく身としては、見込みはなかなか難しいところでございますが、見込みなど予想などしている寄附額がありましたら、そこまでお願いしたいと思っております。簡単をお願いいたします。

○谷崎孝則商工観光課長

令和4年度の返礼品のランキングにつきましては、1位のみ申し上げますと、佐賀県産黒毛和牛の切り落とし1キロがランキング1位となっております。

あと、今後の目標でございますけれども、やはり町としましては、昨年度、令和4年度と同額またはそれ以上、13億円以上を目標に頑張っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○井崎好信議員

返礼品のランキングが、意外にも肉が多いわけですね。1位、3位、5位と、そして2位はさがほのかというようなことでございますが、もう少し特産物が多いかなという思いをしておりましたが、意外でございました。予想額にしましては、昨年度以上ということでございますが、もう少し希望的な感覚を持ちながらやっていただきたいというふうに思います。

まだまだ町長のほうにも触れたいと思っておりましたが、時間がありませんので、これで私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで井崎議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

14時15分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年9月13日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 大 串 武 次

署 名 議 員 吉 岡 英 允

事 務 局 長 中 原 賢 一